

第4期奥州市地域福祉計画

【令和8年度～令和12年度】

奥州市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の基本的な考え方	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	5
5. 計画の策定体制	5
6. 地域福祉の基本単位	5
7. 前計画のふりかえり	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状	8
1. 人口及び世帯数の推移	8
2. 世代別人口の推移	9
3. 在宅一人暮らし高齢者の状況	10
4. 障がい者の状況	11
5. 生活保護の状況	12
6. 民生児童委員の活動状況	13
7. 犯罪の傾向	15
8. 自殺死亡率の推移	16
第3章 計画の基本的考え方	17
1. 基本理念	17
2. 基本方針	17
第4章 施策の基本方向	21
1. 福祉で安心・安全な地域づくり	21
1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進	21
1-2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進	25
2. 福祉を支える組織づくり・人づくり	27
2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり	27
2-2. 地域福祉を支える地域団体の活動の推進	29
2-3. 地域福祉を支える人材の育成	32
3. 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり	35
3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり	35
3-2. 包括的な支援の体制づくり	37
3-3. 必要なサービスにつなげる体制づくり	42
第5章 計画の推進方策	45
1. 計画の進捗管理	45
2. 包括的な支援体制による事業の推進	49
資料編	56

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

核家族化の進行や単身世帯、高齢化世帯の増加に伴う世帯構成の変化などにより、家族や近隣での助け合いといった地域社会のつながりが希薄化し、孤立やひきこもりが顕在化するなど、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。また、近年は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、課題が「複合化」している状況となっております。

これらの状況を踏まえて、社会福祉法の改正により令和3年4月から重層的支援体制整備事業が創設されました。市においても令和7年度から地域共生社会課を設置し、一層取り組みを進めていくこととなりました。

市では令和2年度に「第3期奥州市地域福祉計画」を策定し、行政・関係団体・地域住民の協働により、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の体制づくり構築を目指し、福祉のまちづくりを推進してきたところです。

このたび、令和7年度末に計画年度が終了することを受け、また、コロナ禍を経た人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、引き続き住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域共生社会の実現に向けた体制整備を進め、より包括的に地域福祉を推進することを目指すため、行政・市民・関係団体がそれぞれの役割を明確にし、「みんなで支え合う地域福祉の推進」を図ることを目的とし、「第4期奥州市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）を策定します。

2. 計画策定の基本的な考え方

今回の計画策定では、全市的にアンケートを実施することによって、より広く市民の意見を取り入れた計画を策定することを目指しました。

また、令和3年3月31日に国から示された法改正後の「地域福祉計画の策定ガイドライン」に示されている「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえながら、他の行政計画との整合性を図りつつ、様々な住民ニーズや生活課題に対応できる計画の策定を進めるものとなりました。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

奥州市地域福祉計画は、「奥州市総合計画」を上位計画とし、奥州市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念・基本方針を定めるとともに、地域住民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となるものであり、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定する行政計画です。

また、奥州市地域福祉計画が地域福祉を推進する「行政計画」であるのに対し、奥州市社会福祉協議会（以下、市社会福祉協議会）が策定する奥州市地域福祉活動計画は、行政機関、市民などが協働で事業推進を行うための「民間計画」として、双方連携しながら地域福祉を推進します。

(2) 他の個別計画との関係

第4期奥州市地域福祉計画は、奥州市における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載し、『奥州市子ども計画』、『奥州市健康増進計画』、『奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『奥州市障がい者計画』及び『奥州市地域医療介護計画』、その他の福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。このため、本計画では、施策の方向や主な施策までを示すものとします。

また、本計画には次の「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の各項目を盛り込み、関連する各個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図る計画とします。

○市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

社会福祉法に規定されている「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」は、以下のとおりです。

計画に盛り込むべき事項	
①	地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
②	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
③	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

奥州市総合計画

大綱Ⅲ

健康で安心して暮らせるまちづくり

① みんなで支え合う地域福祉の推進

地域福祉計画 (行政計画)

基本方針

- 1 福祉で安心・安全な地域づくり
- 2 福祉を支える組織づくり・人づくり
- 3 包括的な福祉サービスの提供の仕組みづくり

連動

奥州市社会福祉協議会

地域福祉活動計画 (民間計画)

推進目標

- 1 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり
- 2 地域福祉を支える仕組みづくり
- 3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

② 子育て環境の充実

(奥州市こども計画など)

③ 健康づくりの推進

(奥州市健康増進計画・奥州市自殺対策計画など)

④ 高齢者支援の推進

(奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など)

⑤ 障がい福祉の推進

(奥州市障がい者計画など)

⑥ 医療の充実

(奥州市地域医療介護計画など)

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の連動

第4期計画奥州市地域福祉計画

奥州市社会福祉協議会

第4次奥州市地域福祉活動計画

基本方針 施策の基本方向

1. 福祉で安心・安全な地域づくり

1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進

- (1) 地域の見守り体制の充実・強化
- (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり
- (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
- (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

1-2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動の拠点づくり
- (2) 地域福祉活動に向けた財源確保
- (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

2. 福祉を支える組織づくり・人づくり

2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり

- (1) 移動困難者の支援の仕組みづくり

2-2. 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

- (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制
- (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備
- (3) 地域における社会福祉活動の推進

2-3. 地域福祉を支える人材の育成

- (1) みんなで地域を創っていく意識醸成と住民主体の活動推進
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり
- (4) 福祉従事者の育成・確保に向けた仕組みづくり

3. 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

3-1. 権利擁護の推進に向けた仕組みづくり

- (1) 権利擁護に関連する制度や事業の周知と利用支援

3-2. 包括的な支援の体制づくり

- (1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制
- (2) 課題を抱える世帯の支援に向けた全庁的な支援体制
- (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制
- (4) 再犯防止の推進
- (5) 自殺対策の推進

3-3. 必要なサービスにつなげる体制づくり

- (1) 住民に身近な相談支援体制の整備
- (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
- (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり

推進目標 推進テーマ

1. 住民主体による安心・安全な地域づくり

(1) 世代をこえて支え合い、一緒につくるまち

(2) 地域の困りごとに気づき、支え合いにつなぐ意識と参加の機会づくり

(3) 人が集い、つながりが生まれるまち

(4) 防災と福祉がつながる安心のまち

2. 地域福祉を支える地域組織・財源・人材基盤の強化

(1) 社会福祉法人とのつながりの中で誰もが支えられるまち

(2) ボランティアが活躍できるまち

(3) 地域づくりを支える新たな財源づくり

(4) 地域を支える人と仕組みがともに育つまち

3. 制度の狭間に対応した包括的な相談・支援体制の整備

(1) 権利が護られ誰もが安心できるまち

(2) ひとりにはない支えあいのしくみづくり

(3) 仕事や生きがいにつながる環境づくり

(4) 複合的課題に対応する制度横断的支援体制の構築

連動

4. 計画期間

第4期奥州市地域福祉計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、状況が大きく変化した場合には、計画期間中にあっても必要な見直しを行うものとします。

5. 計画の策定体制

地域福祉計画策定にあたっては、多様な主体が参加することを基本に、以下の体制で進めました。

(1) 奥州市地域福祉計画策定委員会

本計画策定にあたっては、市民が主体的に参加することが不可欠であることから、市民各界各層からの意見及び提言を求めるとともに、計画の進捗状況等について評価を行うため、奥州市地域福祉推進市民会議委員を奥州市地域福祉計画策定委員会委員に委嘱しました。

(2) 庁内体制

包括的な支援体制の整備を計画的に進めるため、全庁的な取り組みが必要となることから、関係各課と密に連携しつつ策定作業を行いました。

(3) 事務局

事務局を、福祉部福祉課に設置しました。

市民会議の運営については、市社会福祉協議会が設置する奥州福祉推進市民会議と共同で行うものとし、市社会福祉協議会が策定する第4次地域福祉活動計画と連携しながら計画を策定しました。

6. 地域福祉の基本単位

地域福祉の推進にあたり、市や市社会福祉協議会など全市で取り組む圏域を第1層、住民の生活圏域を踏まえた地域又は振興会の圏域を第2層、より身近な小地域の実践活動の基本区域にあたる行政区の圏域を第3層とし、各圏域の中で「支え合い・助け合い」による活動を実践します。なお、市社会福祉協議会で進める地域セーフティネット会議の圏域は、第3層を基本にしています。

ア. 第1層（全市の単位）

基本的な福祉サービスの提供や第2層及び第3層を支援します。また、専門性の高い相談や広域的な対応を行います。市は庁内各部署、市社会福祉協議会、関係機関と連携しながら地域福祉を推進します。

イ. 第2層（30振興会の単位）

地域福祉活動を推進するためには、地域内の福祉活動に主体的に参加する住民の意思を反映させるとともに、地域に生活する住民にしかみえない、また、身近にいなければ早期発見しにくい地域生活課題を収集する必要があります。

- ・山間地や市街地の地域ごとの特性や強みを活かして地域福祉活動を推進します。
- ・第3層だけで解決できない課題について、関係機関等へ相談することで問題の早期解決に努めます。

ウ. 第3層（333行政区の単位）

近年、地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱くなり、さらに地域内の人と人とのつながりや地域への帰属意識の低下などにより、地域社会の脆弱化が懸念されています。

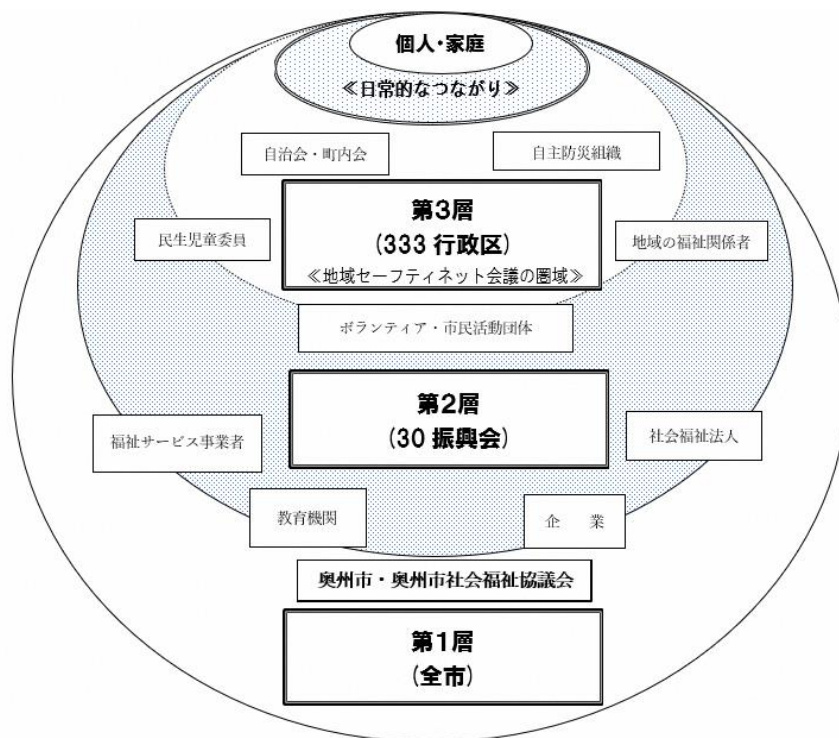
しかし、地域は生活の場であり、子育てや青少年の育成、防災や防犯、高齢者や障がい者の支援、健康づくりなど、様々な活動の基本となる場所です。地域生活課題を解決するためには、人と人とのつながりと、地域のまとまりを高める必要があります。

- ・地域生活課題を発見するために、お互いに顔の見える環境づくりを進め、地域生活課題について話し合える場をつくりまします。
- ・支援を必要とする方を支えるために、自治組織、ボランティア・市民活動団体、行政等と連携し、住民相互の協力による助け合いを推進します。
- ・住民同士がつながりを持ち、「支え合い・助け合い」による「共助」の意識の醸成に努め、地域活動への主体的な参加を推進します。

エ. 地域福祉とそれ以外の圏域

地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域は、各行政区が中心となります。高齢者福祉では、各地区の地域包括支援センターの範囲（振興会単位）、障がい者及び子ども等の各種計画では、奥州市（全市）が圏域の範囲となっています。

○地域福祉推進のための基本単位



7. 前計画のふりかえり

本計画の推進にあたり、市社会福祉協議会と協働し、福祉、地域、教育、産業経済、学識経験者、市民公募などの委員からなる「奥州市地域福祉推進市民会議」を設置し、意見や提言をいただきました。

第3期計画の期間中は、コロナウイルス感染症の影響によって、地域内での交流の希薄化がさらに顕著になり、様々な活動への制限が生じた時期がありました。その後も以前のような活動状況に戻ってはいない面があり、各地域における支えあう仕組みの再構築が模索されてきました。

(1) 福祉で安心・安全な地域づくり

地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、様々な要因が複雑に絡み合っているため、全てを解決することは分野毎の対応では困難な状況であることから、情報提供を行いながら関係機関で連携して支援を進めてきました。

また、災害時に避難行動要支援者が安全に避難できる体制構築も課題であることから、市社会福祉協議会によるネット会議を推進し、取組みを進めてきました。行政区長や民生児童委員等、関係者協力のもと、対象者の状況変化の情報を更新しつつ、台帳にもとづく支援体制確立を図ってきました。地域によっては、災害に対する取組みの進捗に差があるため、庁内関係課とも連携し取組みを支援してきました。

(2) 福祉を支える組織づくり・人づくり

公共交通機関利用者の減少でバス路線の廃止が進み、自家用車を持たない高齢者や障がい者等にとって移動手段の確保が課題となっているため、関係機関と連携しながら、地区の状況に応じた仕組みづくりとして、買い物移動支援等、地域の声に応じたマッチング支援を推進してきました。

多様で複合的な地域生活課題に対応するため、公的福祉サービスの提供とともに既存の事業所との連携を深めつつ、様々な業種の事業所や団体の新規参入を模索し促進してきました。

地域福祉を支える民生児童委員の成り手不足の状況に対して、負担軽減を図り、活動を地域全体で行っていく体制づくりを支援してきました。また、介護・福祉・保育に従事する人材についても、成り手不足が課題となっており、人材の育成・確保に向けた施策及び働き方改革を推進してきました。

(3) 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

判断能力や金銭管理に不安を持つ方などの相談に対応するため、金ヶ崎町と共同で設置した「奥州金ヶ崎地域権利擁護あんしんセンター」を中心に、成年後見制度の利用促進を図り、関係機関との地域連携ネットワークを設置し、体制づくりを進めてきました。

ひきこもりの状態にある人が安心して過ごす場を提供し、本人や家族等への相談支援や社会参加をサポートするため、拠点となる居場所を令和6年4月に設置して支援を行ってきました。

また、包括的な支援体制づくりとして、令和7年度から奥州市重層的支援体制整備事業を実施し、属性にとらわれない「相談支援」の体制づくり、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」について、関係機関と連携して推進しています。

障がい福祉サービス等を利用していない障がい者や家族を対象に、親なき後の生活や緊急時に備えた対応の準備をする地域生活支援拠点等事業を実施してきました。

一方、安心して暮らせる社会の実現に向け、犯罪や非行の繰り返しを防ぎ、地域社会の一員として復帰できるよう「奥州市再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら施策を推進してきました。